



2022年5月25日

各位

会社名 プロパティエージェント株式会社
代表者名 代表取締役社長 中西 聖
(コード番号 3464、東証プライム)
問合せ先 取締役 CFO 岩瀬 晃二
(TEL. 03-6302-3627)

取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての 新株予約権に関する報酬等の額及び内容に関するお知らせ（株主総会付議事項）

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容に関する議案を、2022年6月28日開催予定の第19回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 議案提案の理由

当社の取締役の報酬等の額は、会社法第361条第1項に基づき、2015年6月26日開催の第12回定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）が、当該報酬等の額とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションのための報酬等の額を年額2,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすること及びその内容等につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役に対して発行する新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。また、当社は新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺いたします。

本議案の新株予約権の付与対象となる取締役は2名です。

2. 取締役のストック・オプションとして新株予約権を発行する理由及び当該内容を相当とする理由

当社の取締役に業績向上、企業価値の増大及び株主重視の経営意識のためのインセンティブを与えることを目的として、当社取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。

付与対象の取締役との間で締結する割当契約書において、当社グループ中期ビジョンの一つである時価総額1,000億円を達成しない限り、新株予約権を行使できないものと規定いたします。そのため、新株予約権の行使により、相応の株式の希薄化を伴いますが、取締役の中長期的なインセンティブに寄与し、当社の企業価値向上に資するものと考えられることから、新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲内であり、本議案の新株予約権の内容は相当なものであると考えております。

3. 取締役が発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数の上限は18,000株とする。なお、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

また、本新株予約権の募集事項についての取締役会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の総数

新株予約権の個数の上限は18,000個とする。

(3) 新株予約権の払込金額

本新株予約権の払込金額は、第三者評価機関が本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。

ただし、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が本新株予約権割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$= \frac{\text{既発行株式数} \times \text{時価} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後	調整前	既発行株式数+新規発行株式数
行使価額	行使価額	

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日後2年を経過した日から付与決議後10年を経過する日までの範囲で取締役会が決定する期間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役を退任する前に、当該新株予約権者の退任後の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者が当社の取締役の地位を有しなくなった場合、新株予約権者が当社の取締役を退任する前に取締役会決議により認めた場合を除き、当該新株予約権者は、その保有する本新株予約権を行使することができないものとする。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- iv 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権個数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(7) 新株予約権の取得条項

- i 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。